

水戸市の給与・定員管理等について（令和5年度）

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	27万0,010人	1,352億3,511万4千円	42億5,908万1千円	181億6,298万1千円	13.4%	13.5%

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	1,815人	62億8,418万4千円	20億9,423万1千円	26億3,229万8千円	110億1,071万3千円	606万7千円	629万3千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は令和5年4月1日現在の人数です。なお、会計年度任用職員は含んでいません。
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
 4 人件費及び給与費については、事業費支弁職員分を含んでいます。

（3）特記事項

水戸市では厳しい財政状況を踏まえ、次のような取組を行っています。

1 市長の給与減額措置

市長の給料月額については、平成23年8月から実施しており、現在は10%を減額し、令和5年度は年間約161万円の給与を減額しています。

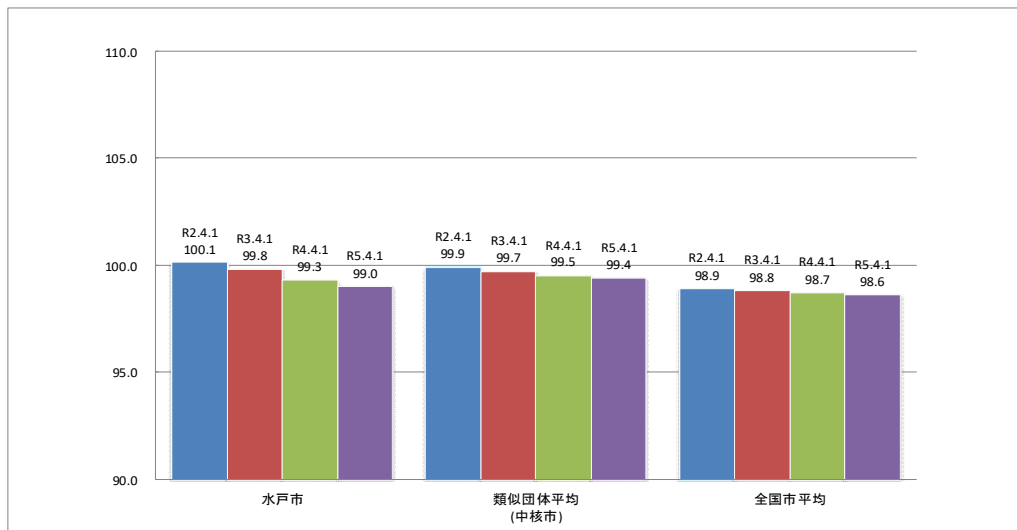
その他常勤特別職の給与減額措置

副市長等の特別職等の給料月額については、平成17年4月から時限的に減額支給しており、合計で年間約115万円の給与を減額しています(R5.4.1現在の減額率:副市長3%、常勤監査委員・上下水道事業管理者・教育長2%)。

3 職員定数の適正化

令和5年度の職員定数は、令和4年度の2,071人に対し4人増の2,075人としております。これは魁のまちづくりNEXTプロジェクト及び子育て支援パッケージの各種施策等の推進のため増員を図ったものであります。

（4）ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体(中核市)のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国においては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととし、本市においても、国に準じて以下の見直しを実施しました。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施、高齢層については最大4%の引下げを実施しました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。また、他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しています。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準10%に対し、水戸市においても10%を支給しています。

(実施時期) 平成27年4月1日 (国基準の支給割合に変更がないため、支給割合は引き続き10%となります。)

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給 割合	平成29年度 の支給 割合	平成30年度 の支給 割合	令和元年度 の支給 割合	令和2年度 の支給 割合	令和3年度 の支給 割合	令和4年度 の支給 割合	令和5年度 の支給 割合
	4月1日時点	遡及改定後								
国基準による 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
水戸市の 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し

- ・管理職員特別勤務手当について、国に準じて見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)
- ・通勤手当について、平成26年度の給与改定において国の支給額が見直されたことを踏まえ、条例で定める基本額を国に準じて改正するとともに、市独自の加算額について見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
水 戸 市	40.3 歳	307,800 円	406,100 円	367,300 円
茨 城 県	41.9 歳	321,109 円	406,140 円	363,632 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体(中核市)	42.1 歳	318,629 円	414,556 円	363,483 円

②技能労務職

区 分	公務員						民間			参考
	正規職員					平均給与月額(会計年度任用職員を含む)A	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額B	A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)					
水戸市	54.6歳	147人	312,000円	380,300円	353,100円	320,700円	—	—	—	
うち 清掃職員	52.8歳	75人	324,700円	406,300円	369,400円	377,800円	廃棄物処理業(全国)	47.3歳	310,800円	1.22
うち 学校給食員	60.5歳	16人	247,000円	279,300円	272,100円	231,400円	飲食物調理従事者(茨城県)	48.0歳	241,400円	0.96
							飲食物調理従事者(全国)	44.7歳	254,300円	0.91
うち 用務員	57.3歳	15人	305,100円	350,400円	340,700円	253,400円	他に分類されない運搬・清掃・放送等従事者(全国)	49.1歳	241,700円	1.05
うち 自動車運転手	53.5歳	23人	313,300円	386,300円	357,100円	365,600円	乗用自動車運転者(茨城県)	62.4歳	218,800円	1.67
							乗用自動車運転者(全国)	58.5歳	251,000円	1.46
うち その他	56.1歳	18人	320,900円	378,700円	362,000円	308,500円	—	—	—	
茨城県	57.4歳	148人	303,005円	348,220円	328,216円	—	—	—	—	
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—	
類似団体(中核市)	50.8歳	189人	319,196円	375,461円	349,871円	—	—	—	—	

区 分	参考				
	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員 (正規職員)	公務員 (会計年度任用職員を含む) (C)	民間 (D)	差額 (C)－(D)	C / D
水戸市	5,980,912円	5,265,907円	—	—	—
うち 清掃職員	6,445,236円	6,103,120円	全国 4,321,100円	1,782,020円	1.41
うち 学校給食員	4,370,775円	3,796,031円	茨城県 3,194,600円	601,431円	1.19
			全国 3,351,700円	444,331円	1.13
うち 用務員	5,545,060円	4,380,442円	全国 3,253,900円	1,126,542円	1.35
うち 自動車運転手	5,968,470円	5,719,190円	茨城県 2,936,600円	2,782,590円	1.95
			全国 3,278,300円	2,440,890円	1.74
うち その他	5,999,767円	5,158,130円	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給（調整額等を含む）の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（民間の賞与相当である期末勤勉手当を除く）の額を合計したものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 民間データは、厚生労働省が実施した賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。（平成31年～令和3年度の3か年平均）
なお、賃金構造基本統計調査の対象者は、正規の従業員に加え、それらの者と勤務時間及び勤務日数が近い非正規従業員（パート・アルバイト等）を含んでいます。
- 4 賃金構造基本統計調査と比較するため、業務形態が正規職員と類似する会計年度任用職員の給料（勤務時間及び勤務日数を正規職員と同一と仮定して算出）を含めた平均給与月額の参考値を「平均給与月額(会計年度任用職員を含む)」として記載しています。
なお、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 年収ベースの「公務員（会計年度任用職員を含む）(C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		水戸市	茨城県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高 校 卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	151,900円	156,800円	—
	中 学 卒	143,800円	147,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	284,968円	319,975円	361,678円
	高 校 卒	246,950円	277,400円	314,300円
技能労務職	高 校 卒	—	295,776円	319,254円
	中 学 卒	—	—	—

(注) 技能労務職における高校卒経験年数20年は該当者1名のためのため、22年のデータを使用しています。

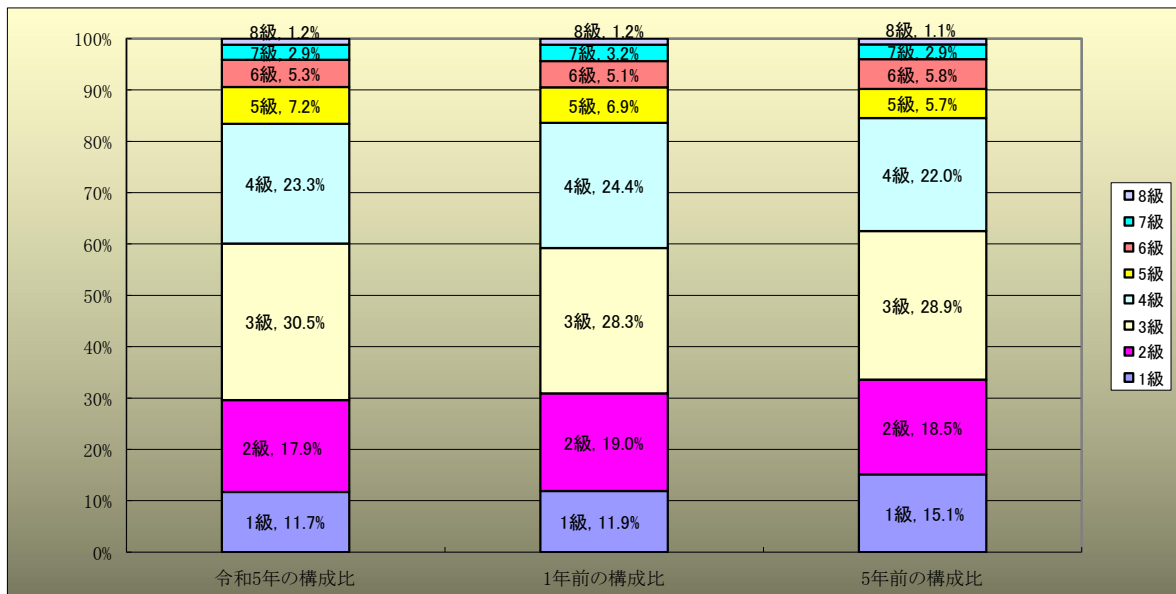
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

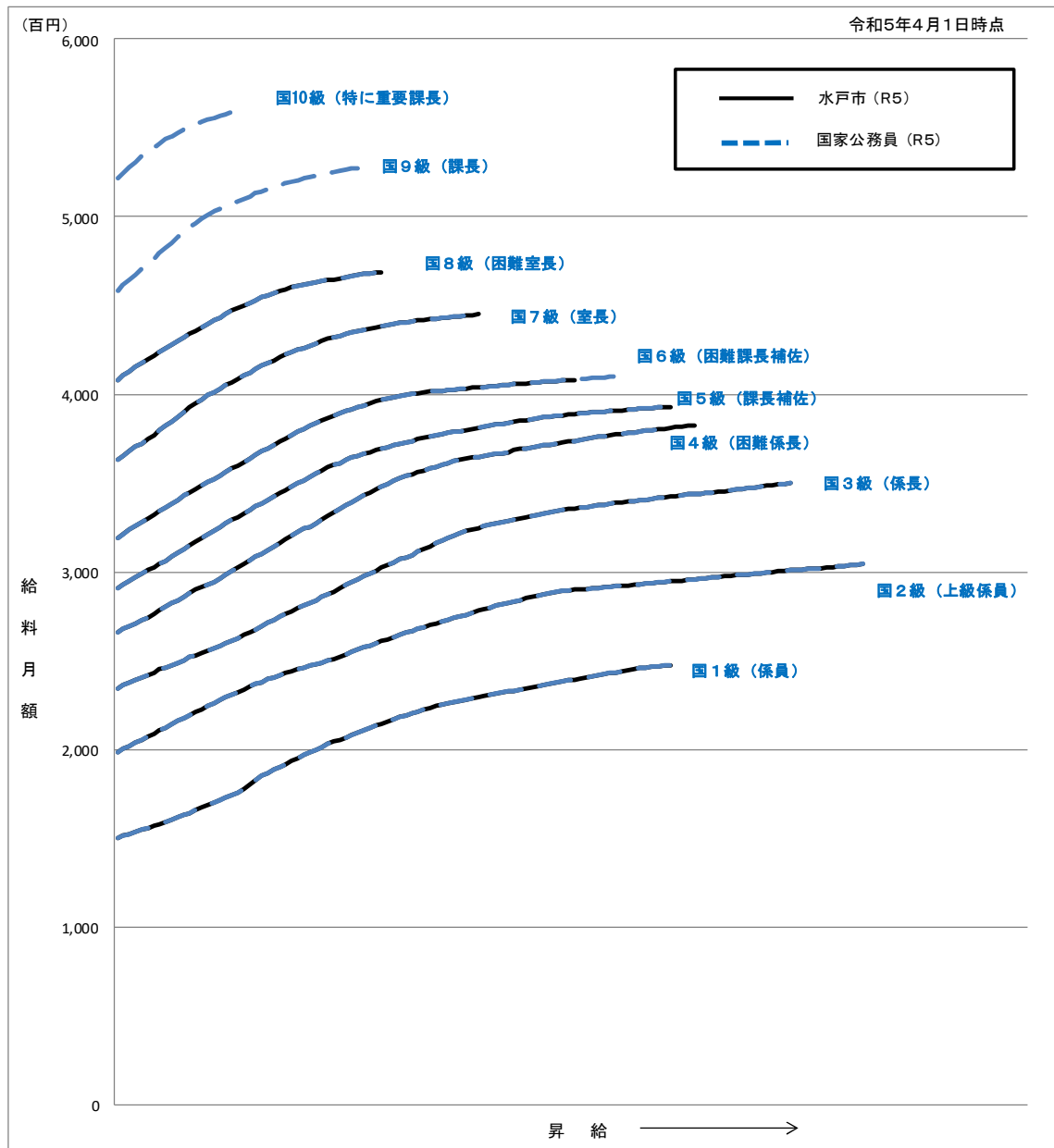
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	125人	11.7%	150,100円	247,600円
2 級	主事の職務(困難業務等)	191人	17.9%	198,500円	304,200円
3 級	係長, 主幹の職務	326人	30.5%	234,400円	350,000円
4 級	課長補佐, 主査の職務	249人	23.3%	266,000円	382,600円
5 級	副参事, 技正の職務	77人	7.2%	290,700円	393,000円
6 級	課長の職務	56人	5.3%	319,200円	408,200円
7 級	副部長, 参事の職務	31人	2.9%	362,900円	444,900円
8 級	部長の職務	13人	1.2%	408,100円	468,600円

(注) 1 水戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（水戸市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績があ る区分	昇給可能な 区分	昇給実績があ る区分
	上位、標準、下位の区分	○	○		
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分			○	○
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水戸市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 151万6千円	1人当たり平均支給額(4年度) 168万6千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（水戸市）

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		

市では、算定期間内の休業期間等を勤務実績に反映しています。加えて令和4年度の人事評価結果を勤勉手当の成績率の決定に活用しています。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

水戸市(公営企業会計を除く)	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～20%加算 1人当たり平均支給額 自己都合 369 万円 勸奨・定年等 1,876 万円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)		7億1,716万0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		38万500 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水戸市	10 %	1,885 人	10 %

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)	5,952万1 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	12万500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	26.2 %		
手当の種類(手当数)	28種類		
1 「水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づく特殊勤務手当			
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
市税事務特殊勤務手当	①庁外での徴収業務	左記業務に従事した職員	①日額 200円
	②差押えの業務		②1件 600円
	③強制執行の業務		③1件 800円
福祉業務特殊勤務手当	①社会福祉法第15条第3項又は第4項に規定する業務	福祉事務所に勤務し、左記業務に従事した職員	日額 200円
	②身体障害者福祉法第9条第5項に規定する業務		
	③知的障害者福祉法第9条第5項に規定する業務		
	④老人福祉法第6条に規定する業務		
感染症消毒作業等特殊勤務手当	①感染症の病原体に汚染された(疑い含む)場所又は物件の消毒作業	左記業務に従事した職員	日額 200円
	②伝染性疾病にかかっている(疑い含む)家畜の防疫作業		
植物防疫作業特殊勤務手当	特に人体に有害な薬品を使用する植物の防疫作業	左記業務に従事した職員	日額 200円
行旅死亡人等取扱特殊勤務手当	行旅死亡人その他の死亡人の収容作業又は行旅病人の救護作業	左記業務に従事した職員	1件 2,000円
じんかい及びし尿処理特殊勤務手当	じんかい又は犬猫等の死体の処理作業に従事したとき	清掃事務所、清掃工場に勤務する職員	日額 720円 (7/15～9/15まで820円)
	し尿の処理作業に従事したとき	見川クリーンセンターに勤務する職員	日額 600円
斎場勤務特殊勤務手当	火葬業務に従事したとき	斎場で左記業務に従事した職員	日額 850円
公害業務特殊勤務手当	公害防止のための水質検査業務	環境保全課で左記業務に従事した職員	日額 100円
医師手当	医療業務又は公衆衛生業務に従事したとき	左記業務に従事した医師	月額140,000円又は給料月額に100分の31を乗じて得た額
獣医師手当	獣医療、試験検査、公衆衛生又は動物の愛護及び管理に関する業務に従事したとき	左記業務に従事した獣医師	①職務の級が5級の者 月額5,000円 ②職務の級が4級の者 月額10,000円 ③職務の級が3級の者 月額20,000円 ④職務の級が2級以下の者 月額30,000円
動物取扱特殊勤務手当	動物の取扱いに関する業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額 350円

保健衛生業務特殊勤務手当	①面接相談、訪問指導又は集団生活指導の業務に従事したとき		左記業務に従事した職員	①日額 290円
	②事前調査又は診察の立会いの業務に従事したとき			②日額 450円
	感染症の予防又はまん延防止のための業務に従事したとき	③患者の移送		③日額 450円※
		④物件の廃棄その他必要な措置		④日額 290円※
	＜特例＞ ③又は④の業務のうち、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき			上記の金額に関わらず、 日額 3,000円 (患者等への身体接触等を伴う場合 4,000円)
	⑤家屋の消毒又は相談指導の業務に従事したとき			⑤日額 290円
保健師家庭訪問特殊勤務手当	家庭訪問をして行う保健指導業務		左記業務に従事した保健師	日額 100円
交渉特殊勤務手当	用地の取得及び移転物件補償の交渉業務		左記業務に従事した職員	日額 200円
特殊現場作業等特殊勤務手当	著しく危険な作業箇所における調査、測量、監督及び検査等の業務		左記業務に従事した職員	日額 200円
建築確認等特殊勤務手当	①建築基準法の規定による建築主事		左記職員	①日額 300円
	②建築主事の職務を直接補佐する技術職員			②日額 100円
電気技術者特殊勤務手当	常時行う電気工作物の保安管理業務(電気事業法に基づく有資格者)		左記業務に従事した職員	日額 150円
ボイラー取扱特殊勤務手当	ボイラーの取扱業務(労働安全衛生法に基づく有資格者)		左記業務に従事した職員	日額 100円
火災等業務特殊勤務手当	火災、消防業務又は傷病者の救護、搬送業務		①機関勤務員(運転手)	①1件 200円※
			②その他の者	②1件 150円※
	(加算)救急救命処置に係る業務		救急救命士	1件 500円
	＜特例＞ 火災、消防業務又は傷病者の救護、搬送業務に係る業務のうち、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき		左記業務に従事した職員	上記の金額に関わらず、 日額 3,000円 (患者等への身体接触等を伴う場合 4,000円)
潜水業務特殊勤務手当	潜水器具を着用して潜水活動又は潜水訓練業務		左記業務に従事した消防職員	1時間 300円
高所作業員特殊勤務手当	高所作業		左記業務に従事した消防職員	1回 150円
夜間業務特殊勤務手当	交替制勤務を正規の勤務とし、深夜勤務を行う職員が従事する夜間指令業務又は消防署夜間受付業務		左記業務に従事した消防職員	2時間以上 730円
				2時間未満 410円
保育所等勤務特殊勤務手当	保育所に勤務する保育士、幼稚園型認定こども園に勤務する幼稚園教諭又は幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭(管理職員を除く。)が従事する保育業務		左記職員	日額 125円
2 「水戸市就業規則」に基づく特殊勤務手当				
手当の名称	主な支給対象業務		主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
し尿処理作業手当	し尿の処理作業		左記業務に従事した業務職員	日額 600円
特殊作業用自動車運転手当	ロード・ローラ、グレーダー及びショベル・ローダーの運転業務		左記業務に従事した業務職員	日額 200円
アスファルト乳剤散布作業手当	道路舗装作業におけるアスファルト乳剤の散布作業		左記業務に従事した業務職員	日額 200円
斎場勤務特殊勤務手当	火葬業務に従事したとき		斎場で左記業務に従事した職員	日額 850円
特殊現場作業等特殊勤務手当	著しく危険な作業箇所における調査、測量、監督及び検査等の業務		左記業務に従事した職員	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	4億9,586万8千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	31万8,100円
支給実績（３年度決算）	5億2,139万5千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	33万4,000円

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（４年度決算）	職員１人あたり平均支給年額（４年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子１人につき5,000円加算	同じ	—	1億8,349万1千円	24万7,300円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同じ	—	1億2,598万5千円	30万5,000円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月当たり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用する場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ 異なる	— 自動車使用者は一律3,000円加算	1億6,466万8千円	10万2,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給（時間外勤務手当との併給無し） ・部長級 95,000円・副部長級 65,000円 ・参事級 63,000円・課長級 60,000円 ・副参事級42,000円・課長補佐級40,000円	異なる	国は、職制上の段階、職務の級等に応じて46,300円～139,300円	1億9,254万円	59万600円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日（代休を指定されたときは休日に代わる代休日）における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	1億3,710万円	8万7,900円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	3,653万5千円	14万7,900円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,400円/回 （勤務時間5時間未満 2,200円/回）	同じ	—	16万7千円	8万3,500円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合若しくは災害対応等により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（1回当たりの単価） [週休日又は休日に勤務した場合] ・部長級12,000円・副部長級10,000円 ・課長級8,500円・副参事級7,000円 ・課長補佐級6,000円 （6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額） [週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合] ・部長級6,000円・副部長級5,000円 ・課長級4,300円・副参事級3,500円 ・課長補佐級3,000円	同じ	—	858万3千円	2万6,300円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額		額等
給料	市長	860,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(1,075,000 円)	1,206,000 円	707,000 円
	副市長	858,450 円	974,000 円	696,000 円
		(885,000 円)		
報酬	議長	700,000 円	827,000 円	584,000 円
	副議長	630,000 円	748,000 円	504,000 円
	議員	590,000 円	700,000 円	475,000 円
期末手当	市長 副市長	(4年度支給割合) 3.30 月分		
	議長 副議長 議員	(4年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額 × 在職年数 × 5.5	2,365万円	任期毎
		給料月額 × 在職年数 × 3.1	1,097万4,000円	任期毎
備考		在職年数算定における端数については9月以下は切り捨て、10月以上は1年に切り上げて算定。		

- (注) 1 市長の給料月額を支給にあたっては、平成23年8月から給料月額の20%を減額しています。
また、副市長についても3%を給料月額から減額しています。
なお、()内は条例で定める本来の支給額です。
- 2 退職手当「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	15	15	0	
	総務	291	292	1	G7関連事業への対応による増など
	税務	101	102	1	ふるさと寄附金事務への対応による増など
	民生	282	293	11	子育て支援施策等の強化, 放課後児童健全育成事業等の強化, 伴走型相談支援事務への対応による増など
	衛生	260	262	2	感染症対策業務の強化による増など
	農林水産	54	53	△ 1	農業公社への職員派遣の終了による減
	商工 (労働を含む)	27	28	1	観光誘客促進事業への対応による増
	土木	221	219	△ 2	再開発事業の進捗による減など
	小計	1,251	1,264	13	<参考> 人口1万当たり職員数 46.81 人
	教育	218	209	△ 9	給食調理業務の民間委託化による減など
	消防	343	342	△ 1	超過配置終了による減
	小計	561	551	△ 10	
	合計	1,812	1,815	3	<参考> 人口1万当たり職員数 67.22 人
公営企業等会計部門	水道	114	114	0	
	下水道	66	64	△ 2	農業集落排水事業の公営企業化による減など
	その他	70	70	0	
	合 計	250	248	△ 2	
総 計		2,062	2,063	1	<参考> 人口1万当たり職員数 76.40 人
		[2,071]	[2,075]	[6]	

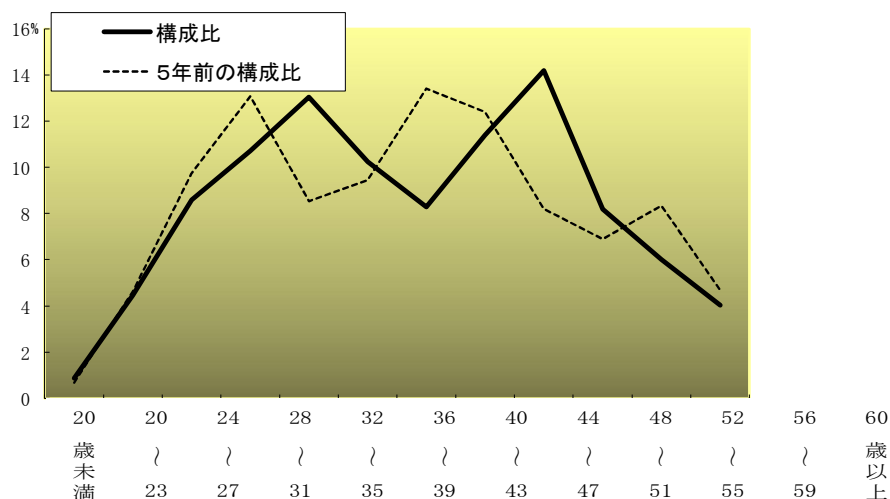
(注) 1 職員数は一般職に属する全職員の部門別の現在職員数です。休職者や派遣職員などを含み、

会計年度任用職員などの非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 人口は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口270,010人で算出。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	18人	92人	177人	221人	269人	211人	171人	235人	293人	169人	124人	83人	2,063人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別	年 度	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減率(率)
一般行政		1,223	1,240	1,224	1,211	1,251	1,264	41 (3.4 %)
教育		264	253	266	250	218	209	▲ 55 (▲ 20.8 %)
消防		342	341	349	347	343	342	0 (0.0 %)
普通会計計		1,829	1,834	1,839	1,808	1,812	1,815	▲ 14 (▲ 0.8 %)
公営企業会計計		245	245	246	248	250	248	3 (1.2 %)
総合計		2,074	2,079	2,085	2,056	2,062	2,063	▲ 11 (▲ 0.5 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	54億6,041万3千円	6億256万5千円	6億5,581万6千円	12.0%	12.3%

(注) 職員給与費に資本支弁職員分 (2億4,877万3千円) を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令指 定都市を除く)平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	112	4億2,706万1千円	1億3,098万1千円	1億7,876万1千円	7億3,680万3千円	657万8千円	601万7千円

(注) 1 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員 (再任用職員 (短時間勤務)) 及び会計年度任用職員を含みません。

2 給与費については、再任用職員 (短時間勤務) の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
水戸市(水道事業)	41.1 歳	361,083 円	547,814 円
市町村平均(水道事業)	44.2 歳	358,409 円	568,568 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

2 平均月収額は、令和4年度決算より1人当たりの給与費を12で除した額です。(期末・勤勉手当等を含む)

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水戸市(公営企業職員)	水戸市(公営企業を除く職員)
1人当たり平均支給額(4年度) 159万6千 円	1人当たり平均支給額(4年度) 151万6千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

水戸市（水道事業会計職員）			水戸市（公営企業を除く職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2～20%加算			・定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合		（該当者なし）	自己都合		369 万円
勸奨・定年等		2,305万3千 円	勸奨・定年等		1,876 万円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		4,520万7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		40万4 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
水戸市	10 %	114 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		44万9 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		6万4 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		6.3 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	塩素、次亜塩素酸ソーダ取扱い又は水質検査業務若しくは船上若しくは高所作業等	浄水場で左記業務に従事した職員	日額 210円
待機手当	漏水修理及び調査を含む宿日直勤務等を命ぜられたとき	左記業務に従事した職員	1回 4,500円
資格手当	①水道技術管理者に任命された職員	左記業務に従事した職員	①月額 10,000円
	②ダム管理主任技術者に選任された職員		②月額 8,000円
	③電気主任技術者に選任された職員		③月額 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	4,043万1 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	42万1 千円
支給実績（3年度決算）	3,826万5 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	40万7 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	職員1人あたり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,464万3千円	26万6千円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同じ	—	1,037万8千円	29万7千円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月当たり55,000円を限度に支給	同じ	—	1,009万4千円	11万9千円
	・自動車等を使用する場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	自動車使用者は一律3,000円加算		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給（時間外勤務手当との併給無し） ・部長 95,000円・参事級 63,000円 ・課長級 60,000円・副参事級 42,000円 ・課長補佐級 40,000円	同じ	—	980万6千円	57万7千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	—	—
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,400円/回	同じ	—	—	—
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給（1回当たりの単価） ・部長 12,000円・参事級 10,000円 ・課長級 8,500円・副参事級 7,000円 ・課長補佐級 6,000円 （6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額）	同じ	—	—	—

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況 (決算)

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	83億9,790万2千円	2億7,365万2千円	2億1,537万1千円	2.6%	2.5%

(注) 職員給与費に資本支弁職員分 (2億4,086万1千円) を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令指 定都市を除く)平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	66人	2億1,502万4千円	6,437万7千円	9,250万5千円	3億7,190万6千円	563万5千円	593万5千円

(注) 1 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員 (再任用職員 (短時間勤務))
及び会計年度任用職員を含みません。

2 給与費については、再任用職員 (短時間勤務) の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
水戸市(下水道事業)	41.7 歳	310,317 円	447,089 円
市町村平均(下水道事業)	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

2 平均月収額は、令和4年度決算より1人当たりの給与費を12で除した額です。(期末・勤勉手当等を含む)

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水戸市(下水道事業会計職員)		水戸市(公営企業を除く職員)	
1人当たり平均支給額(4年度)		1人当たり平均支給額(4年度)	
162万円		151万6千円	
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35)月分	(0.95)月分	(1.35)月分	(0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

水戸市(下水道事業会計職員)			水戸市(公営企業を除く職員)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2～20%加算			・定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合		(該当者なし)	自己都合		369 万円
勸奨・定年		2,197万6千 円	勸奨・定年		1,876 万円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)		2,303万7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		40万4 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水戸市	10 %	57 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)		4万7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		1万6 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		4.5 %	
手当の種類(手当数)		1 種類	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
排水設備検査手当	水洗便所改造に伴う検査業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	日額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	1,688 万円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	30万7 千円
支給実績(3年度決算)	1,475万3 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	31万4 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	職員1人あたり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	866万8千円	26万3千円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同じ	—	335万9千円	28万円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月当たり55,000円を限度に支給	同じ	—	511万円	9万8千円
	・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	自動車使用者は一律3,000円加算		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給（時間外勤務手当との併給無し） ・部長 95,000円・参事級 63,000円 ・課長級 60,000円・副参事級 42,000円 ・課長補佐級 40,000円	同じ	—	676万8千円	61万5千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	—	—
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,400円/回	同じ	—	—	—
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給（1回当たりの単価） ・部長 12,000円・参事級 10,000円 ・課長級 8,500円・副参事級 7,000円 ・課長補佐級 6,000円 （6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額）	同じ	—	—	—